

航空宇宙産業認証取得支援事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 事業目的

航空宇宙産業は、旅客需要の伸びを背景にした市場の拡大が予想されている成長産業です。民間航空機は、機体だけでなくエンジンや装備品など部品点数が多いため、中小企業にとってチャンスとなる一方、製品には高度な信頼性、安全性が求められることから、品質管理に係る特有の認証取得（JISQ9100、Nadcap 等）が必要とされる中、参入をめざす県内企業は、認証取得に見合う効果が見込めるかどうかや、どれくらいの時間やコストが必要であるかについて、不安を感じています。

そこで、本事業は今後参入をめざす県内中小企業による認証取得のチャレンジが進むよう、助言・指導を行う専門家の派遣を行います。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

航空宇宙産業認証取得支援事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から 2020 年 3 月 23 日(月)まで

※ただし、支援企業への助言・指導（コンサルティング）期間は、契約締結日から 2020 年 3 月 16 日（月）までとします。

(3) 業務内容

航空宇宙産業への参入に意欲的な三重県内の事業者で、JISQ9100 又は Nadcap の認証取得を検討している企業へ、航空宇宙産業の認証に関する専門家を派遣し、取得チャレンジの判断に資する助言・指導（コンサルティング）を行う。

- ・支援企業の募集は県が実施する。

- ・支援企業数は 2 社程度、支援先は県と協議して選定する。

- ・実施日数は 1 社あたり 3 日程度とし、実施総日数は 6 日以上とする。

ただし、実施総日数が 6 日に達した後は、新たな支援企業を募集することを停止する。

- ・実施総日数の実績が 6 日を下回った場合は、契約額を減額する。

(4) 契約上限額

599,966 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 支払方法

事業完了後の精算払いとする。

(6) 納品物

委託業務実績報告書 1 部（様式等は別途お示しします）

(7) 納入場所

三重県 雇用経済部 ものづくり・イノベーション課 ものづくり推進班

(8) 納入期限

2020年3月23日(月)

(9) その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

3 企画提案コンペの実施方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「航空宇宙産業認証取得支援事業業務委託選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)1部

※「登記簿謄本」等の要添付書類を含む

イ 航空宇宙産業認証取得支援事業業務委託企画提案書(第2号様式)6部(正1部、写し5部)

ウ 経費内訳書(第3号様式)6部(正1部、写し5部)

エ 会社パンフレット6部

オ 決算報告書(直近2年間)6部

(2) 募集期間

平成31年3月25日(月)～平成31年4月15日(月)午後5時必着

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 ものづくり・イノベーション課 ものづくり推進班

(4) 提出方法

上記提出場所に持参又は郵便による送付に限る。

4 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

企画提案コンペ(書類審査及びプレゼンテーション)

(2) 評価方法

提出のあった企画提案書を、以下のとおり個々に評価を行い、総合点で最優秀企画提案を決定することとします。

ア 的確性

提案内容は、事業の趣旨を的確に理解し、具体的なものとなっているか。

イ 専門性

航空宇宙産業に精通し、認証制度に高い知見と経験を有していると認められ

るものか。

ウ 効果性

提案内容は、県内企業による航空宇宙産業に係る認証取得につなげるために効果的な内容となっているか。

エ 実現可能性

実施規模、スケジュール等が具体的であり、提案内容が確実に実行できる体制が整備されていると認められるか。

オ 経済合理性

費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。また、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(3) プレゼンテーション審査の実施について

ア 実施日時 平成 31 年 4 月 19 日(金) 午前(予定)

イ 実施場所 三重県庁 8 階 雇用経済部会議室(予定)

ウ その他

プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書等により 10 分間の説明を行い、説明終了後、質疑応答を 10 分程度行います。なお、パソコン等の使用は不可とします。

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県からの入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

6 委託契約締結

最優秀提案者と契約条件及び仕様書の内容を協議し、同提案者が当該仕様書に基づく経費内訳書を提出した上で、委託者と同提案者が委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との委託契約時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各 1 部必要になるので留意してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3・未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 ヶ月以内に発行したもの)の写し

- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

7 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

公告日の翌日午前9時から平成31年4月1日(月)午後3時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由)にて行うものとし、担当課あて持参、郵送、ファクシミリ、メール(monozu@pref.mie.jp)のいずれかの方法で提出してください。

なお、ファクシミリ、メールの場合は、電話で着信の有無について確認してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできません。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

受けた質問に対する回答については、平成31年4月8日(月)午後3時までに原則三重県ホームページに掲載します。

8 個人情報取扱に関する罰則事項

本業務の実施により個人情報を取り扱う場合、個人情報の取扱いに係る関係法令及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとし、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等が、関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意してください。

9 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 1 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 2 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担
提案者の負担とします。
- (2) その他特記事項
- ア 業務実施の結果もしくは委託期間内に、所定の成果を達成できなかったとき、または達成できないことが明らかとなったときは、県は委託費を減額し、もしくは委託契約を解除することができるものとします。
 - イ 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
 - ウ 提出のあった資料については、返還しません。
 - エ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき情報公開の対象となります。
 - オ この案件は、契約書による契約締結が必要です。
 - カ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）の規定によるものとします。
 - キ 当該企画提案コンペの結果は、予算発効時において生じるものとします。

1 3 問い合わせ先

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県 雇用経済部 ものづくり・イノベーション課 ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2480

E-mail : monozu@pref.mie.jp

担当 : 蛭川、宇佐美、保井

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公

正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手

段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。